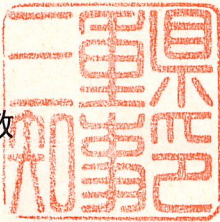


有限会社トータルヘルスサポート 様

三重県知事 鈴木 英敬



難病の患者に対する医療等に関する法律第15条第1項の規定による指定医療機関の
指定について

先に申請のあったこのことについて、その内容を審査した結果適当と認められるので、難病の患者に
対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「法」という。)第15条第1項の規定により、令
和2年12月1日付けをもって更新します。

なお、この指定にあたっては、次の条件を付して次表のとおり承認されましたのでご了承ください。

- 1 名称、所在地等法第19条及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成26年厚生
労働省令第121号)第35条に規定される内容に変更があった場合には、速やかに届け出ること。
- 2 法第15条の規定に基づき、令和8年11月30日までに指定の更新を受けること。
- 3 指定医療機関療養担当規程(平成26年厚生労働省告示第437号)により特定医療の適正な実施に
努めること。

名 称	所 在 地	有 効 期 限
有限会社トータルヘルス サポート ソーラー薬局	三重県桑名市新西方3丁目206 番地	令和8年11月30日

* 6年毎に更新が必要となります。有効期限が切れる前に、更新の手続きをしてください。